

## 当組合の保険募集指針

はばたき信用組合

当組合は、生命保険募集および損害保険募集（以下「保険募集」という）にあたっては、保険業法・保険業法施行規則、その他法令を遵守するとともに、次の事項にもとづき適切な保険募集を行います。

なお、当組合が行う保険募集は、お客様と当組合との他のお取引に影響を与えることはありません。

### 1. 募集する保険商品および引受保険会社

お客様に対して当組合が募集を行う生命保険契約および損害保険契約（以下保険契約という）の引受保険会社および保険商品につきましては、当組合ホームページもしくは本支店窓口の商品パンフレットでご確認いただけます。

保険契約はお客様と保険会社との取引になりますので、保険契約の引受や保険金等のお支払いは引受保険会社が行います。

尚、引受保険会社が経営破綻した場合等の保険契約に係るリスクについては、お客様に適切な説明を行います。

### 2. 募集する保険商品に関する適切な情報提供

当組合が取扱う保険商品の中からお客様ご自身のご判断により商品を選択いただけますよう「保険商品一覧表」を作成し、情報を提供いたします。

### 3. 保険募集に係る制限について

当組合が事業に必要な資金を融資している事業者、当該事業者の役員・従業員の皆様に対しては、法令等により、一部の保険商品のお取扱いはできません。よって保険商品のご提案にあたりましては、お客様の勤務先等をお伺いする場合があります。

- (1)当組合が事業に必要な資金を融資している法人・その代表者および個人事業主の方（以下、「融資先法人等」といいます）に対しては、法令により、当組合は保険募集を行えません。
- (2)常時従事する従業員が 20名以下の「融資先法人等」の役員および従業員に対しては、法令により、当組合は保険募集を行えません。

\*当組合は法令上の特例措置に基づき、上記(1)、(2)に該当する当組合の組合員の方、従業員が 21 名以上の融資先法人等の役員・従業員の方を保険契約者とする場合、一部の保険商品（個人年金保険を除く生命保険等）の保険募集については、保険契約者 1 名あたりの保険金その他給付金（以下「保険金額等」といいます）について、以下に定める金額を限度額としてお取り扱いさせていただきます。

1. 個人年金を除く生命保険商品  
生存または死亡に関する保険金額等・・・1,000 万円
2. 傷害保険を除く第三分野の保険商品（疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等）
  - ① 診断給付金（一時金形式）：1 保険事故につき 1 0 0 万円
  - ② 診断給付金（年金形式）：月額換算 5 万円
  - ③ 疾病入院給付金：日額 5 千円（特定の疾病に係る保険は日額 1 万円）
  - ④ 疾病手術等治療給付金：1 保険事故につき 2 0 万円（特定の疾病に係る保険は 4 0 万円）

上記(1)、(2)に該当する場合は、当組合は法令上の制限の課せられている保険商品の保険募集を行えません（当組合の組合員の方は除きます）。

また、当組合に事業性資金の融資をお申込み中の場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品について保険募集を行うことができません。

### 4. 当組合の募集代理店としての販売責任について

当組合では、お客様への保険募集に際し各種法令等の遵守に努めておりますが、万一、保険業法、金融商品販売法または金融商品取引法等に基づく説明義務違反等によりお客様に損害が生じた場合には、保険代理店としての販売責任を負います。

なお、保険契約の中途解約や変額年金の運用利回りの低下による元本割れ、引受保険会社の経営破綻等の事由によりお客様に損害が生じた場合には当組合はこの損害をてん補しません。

### 5. お客様からのお問い合わせ（苦情・ご相談）窓口

当組合では、ご加入いただいた保険契約に関するお客様からのご契約内容や各種お手続きに関するご照会、苦情・ご相談について適切に対応します。下記のご相談窓口にご連絡ください。

◆ 保険募集に関する苦情・ご相談窓口および契約内容・各種お手続きに関する照会窓口  
⇒「お客様相談室」  
フリーダイヤル：0120-400-103 FAX:025-382-7079  
受付時間 当組合営業日の午前9時から午後5時

なお、当組合ではお客様に対する保険募集時の説明や苦情・ご相談に係る記録等（お客様からご提出いただいた書類等を含む）を保険期間満了時まで保存致します。また、ご相談内容によりましては引受保険会社にて対応させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

以上

令和元年12月9日